

規制の事前評価書

法令案の名称：覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令

規制の名称：覚醒剤原料の指定

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

評価実施時期：令和6年5月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）においては、覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止することを目的として、覚醒剤及び覚醒剤原料の輸入、輸出、製造、譲渡等を規制している。具体的な規制対象物質については、法第2条第1項において覚醒剤を定め、同条第5項及び法別表並びに覚醒剤原料を指定する政令（平成8年政令第23号）において覚醒剤原料を定めている。今般、政令を改正し、新たに9物質を覚醒剤原料に指定する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 今般、覚醒剤原料指定予定の9物質（各物質の塩類及びこれらのいずれかを含有する物を含む。）

- ① エチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート
- ② 1，1－ジメチルエチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート
- ③ ブチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート
- ④ プロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート
- ⑤ 1－メチルエチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート
- ⑥ 2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボン酸
- ⑦ 1－メチルプロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート
- ⑧ 2－メチルプロピル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート
- ⑨ メチル＝2－メチル－3－フェニルオキシラン－2－カルボキシラート

については、国内外で流通の可能性が生じていることが課題であり、当該物質が覚醒剤原料として規制されていないことが原因と考えられ、上記9物質は、令和6年度第1回依存性薬物検討会（以下「検討会」という。）において、国内で規制することが相当と認められた。

また、上記9物質は、令和6年3月に開催された国連麻薬委員会において、わが国が批准している国際条約（麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約）においても、覚醒剤原料として規制されることが決定している物質である。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 上記検討会での結論及び国際条約での決定を踏まえ、上記課題を解消・予防するため、上記9物質について覚醒剤原料として指定することとする。
- これにより、厳しい取締まりの対象とすることにより、国民の保健衛生上の危害を防止でき、かつ、当該物質により発生する事件、健康被害等を抑制することが可能となる。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 当該9物質は検討会において、覚醒剤原料として国内で規制することが相当と認められたものであり、国際条約において、覚醒剤原料としての規制が必要と認められた物質である。

当該9物質を覚醒剤原料に指定することは、輸出入から流通に至るまで厳しく取締りの対象とした上で、当該物質の不正流通を遮断し、違法に覚醒剤が製造されることを防止することにより覚醒剤濫用を防止するものであって、「国民の健康被害を防止し、社会全体の保健衛生を向上させ、安全で安心して暮らせる社会を実現させる」という政策目的を達成する上で最も適切な手段であると考えられ、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定しがたい。

<その他非規制手段の検討状況>

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 上記のとおり、令和6年3月に開催された国連麻薬委員会において、当該9物質はわが国が批准している国際条約（麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約）で覚醒剤原料として規制されることが決定したことから、国内法で規制しない場合、条約違反となるため、非規制手段を検討・選択する余地はない。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 当該9物質を覚醒剤原料に指定した場合、覚醒剤取締法上の取締り対象となることにより、適正な管理及び流通が確保され、違法な覚醒剤製造による健康被害の防止、治安の維持が図られ、保健衛生上の被害を防止し、公共の福祉の増進が図られると考える。
- ・ なお、国内で発生する事件の年間減少見込件数について、覚醒剤原料指定予定の9物質については新たに規制が設けられることから、各物質について年間数件の減少が見込まれる。
- ・ 本規制拡充による公共の福祉の増進については、これらを数値化することが困難であるとの理由から現状では定量化することができない。
- ・ また、本規制拡充により当該9物質の不正流通量の減少が見込まれるが、統計上把握しているのは、事件化された不正流通量についてであり、事件化されていない世の中で不正流通している物質の量も含めて把握することは困難である。さらに、事件等により押収した薬物量については、麻薬・向精神薬・覚醒剤等の大きな分類でしか統計上把握することができず、覚醒剤原料のうち個別物質についての押収量を把握することは困難である。これらの理由から、不正流通量を把握することは困難であり、現状は定量化することができない。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

1 当該9物質は現時点で医療等の用途は無いため、専ら研究目的や鑑識試薬としての使用が想定され、すでに指定等を取得している者が使用する場合、使用に際し特別な手続きは不要であり、当該物質の使用のために新たに指定等を取得する者は限定的であると考えられる。そのため、年間の指定等新規取得者は0～数件程度と見込まれる。

また、これらの9物質は各都道府県の鑑識機関や研究施設での使用が主であると想定されるため、年間の対象数は100件程度と見込まれる。

2 覚醒剤原料の場合、当該物質を取り扱うための指定申請に要する手数料は1件あたり約4千円～1万3,800円である。(輸出入や製造製、研究等の申請内容及び都道府県により異なる。)

申請手続きに際し、1人で1時間作業し、時給約2,900円を要すると仮定した場合、1人×1時間×時給約2,900円=約2,900円となり、「①免許、許可等の申請にかかる申請費用、事務負担」は約6,900円～約1万6,700円となる。

「②保管設備の設備費用等の負担」について、覚醒剤原料は鍵をかけた場所に保管する必要があるため、仮に小型の覚醒剤原料専用保管庫を購入した場合、購入費用として1万円前後必要と想定される。

「③各種届出、報告、記録に係る事務負担」及び「④廃棄方法の遵守等の負担」について、年間の作業時間の合計を仮に2時間とし、1人で作業した場合、1人×2時間×時給約2,900円=約5,800円となる。

よって、覚醒剤原料の指定にかかる一申請者の遵守費用は①～④を合計した約2万2,700円～約3万2,500円を要する。

<行政費用>

3 保管庫の設置状況等現場確認や申請承認に伴う事務作業を行うにあたって、1件1時間、2名で実施すると仮定した場合、1時間×時給約2,600円×2名=約5,200円(一申請あたり)と想定される。

<その他の負担>

—

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ・ 本拡充において、遵守費用が発生しないことから、利害関係者からの意見聴取を省略した。

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・ —

<関連する会合の名称、開催日>

・ —

<関連する会合の議事録の公表>

・ —

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ —

<上記以外の法令案>

- ・ 施行後5年以内に事後評価を実施することから、令和11年度までに事後評価を実施予定。